

消費課税 インボイス制度 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

1. 改正の概要

(1) 主旨・目的

免税事業者が課税事業者を選択した場合、消費税額の負担軽減を図るため、納税額を売上に係る消費税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずる。

(2) 内容

① 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置(2割特例)

適格請求書発行事業者の2023年(令和5年)10月1日から2026年(令和8年)9月30日までの日の属する各課税期間(注1)において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと又は課税事業者選択届出書を提出したことにより事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、その課税期間における課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができることとする。

(注1)下記の課税期間を除く。

- ・課税期間の特例の適用を受ける課税期間
- ・2023年(令和5年)10月1日前から課税事業者選択届出書の提出により、引き続き事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる同日の属する課税期間

② 確定申告書への付記

適格請求書発行事業者が2割特例の適用を受けようとする場合には、確定申告書にその旨を付記するものとする。

消費課税 インボイス制度 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

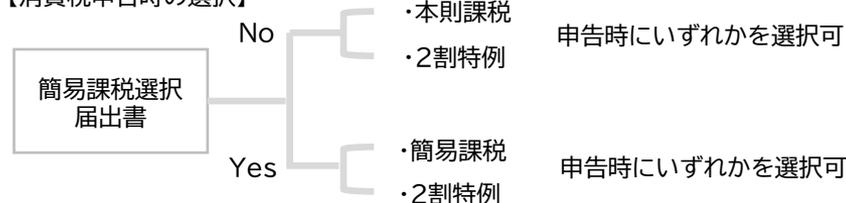
【消費税の納税額の計算】 各制度の比較

前提:適格請求書発行事業者(小規模事業者)であるフリーランス(サービス業)の個人事業主(簡易課税制度の事業区分:第5種)
課税売上880万円(うち消費税80万円)、課税仕入220万円(うち消費税20万円)

適格請求書発行事業者
(小規模事業者)

			インボイスの 保存	事前の届出 /業種の区分		
課税売上800万円 消費税額80万円	—	【2割特例】 売上に係る消費税額 80万円×80%=64万円	=	消費税 納税額 16万円	不要	不要
課税売上800万円 消費税額80万円	—	【簡易課税:5種】 売上に係る消費税額 80万円×50%=40万円	=	消費税 納税額 40万円	不要	必要
課税売上800万円 消費税額80万円	—	【本則課税】 課税仕入200万円 消費税額20万円	=	消費税 納税額 60万円	必要	不要

【消費税申告時の選択】



2割特例の適用にあたっては、事前の届出は
求めず申告時に選択適用可能

消費課税 インボイス制度 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置

2. 適用時期

2023年(令和5年)10月1日から2026年(令和8年)9月30日までの日の属する各課税期間において適用する。

3. 実務上の留意点

- 適格請求書発行事業者の登録により課税事業者となる小規模事業者の負担軽減措置であるため、従前から課税事業者を選択していた事業者には適用されない。
- 課税期間を3か月ごと又は1か月ごとに短縮している場合には適用されない。
- 卸売業(第1種事業:みなし仕入率90%)以外の業種の小規模事業者については、2割特例を選択することが有利となる。
- 経過措置終了後に簡易課税が有利となる場合には、経過措置終了後の最初の課税期間中に簡易課税選択届出書を提出すれば、簡易課税制度の適用が認められる。
- 課税事業者選択届出書及び登録申請書を既に提出している小規模事業者であっても、2023年(令和5年)10月1日の属する課税期間において課税事業者選択不適用届出書を提出した場合には、2023年(令和5年)10月1日から2割特例の適用が可能となる。